

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会
家畜共済小委員会 報告概要

諮問事項

2 家畜共済診療点数表の改定の考え方について

【調査審議結果】

1 家畜共済診療点数表中の種別及び備考の見直し

諮問どおり、「最近における獣医学の進歩等により、種別及び備考の追加、変更及び削除を必要とするものについて見直しを行う」ことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- (1) 「92 難産介助」の備考の蘇生術を行った場合の増点を削除し、〔第6 処置料〕の種別に「蘇生術」を追加し、備考に内容（胎水の吸引、酸素吸入又は人工呼吸等）及び適用範囲等を規定する。
- (2) 「18 血液一般検査」を削除し、「19 血球数測定検査」の種別名を「血液一般検査」に変更するとともに、その備考に「ヘマトクリット値の測定」及び「平板凝集反応」を追加する。
- (3) 「21 血液生化学的検査」の検査項目に「血清銅」、「出血凝固時間」、「プロトロンビン時間」及び「部分トロンプラスチン時間」を追加する。
- (4) 「23 寄生虫検査」の備考に、「検査キットによる検査」を追加する。
- (5) 「47 投薬（胃カテーテルによる投薬）」の備考の「カテーテルにより初乳を経鼻投与した場合」を、「カテーテルにより初乳（人工初乳を含む。）を投与した場合」に変更する。
- (6) 「48 洗淨」に「乳房内洗淨」を追加し、備考に適用範囲等を規定する。
- (7) 「65 外傷治療」の備考に、縫合による治療処置を行った場合の増点を規定する。
- (8) 「67 蹄病処置」の備考の第2回以後について、1肢ごとの増点、伸縮性接着包帯を用いた場合の増点を規定する。
- (9) 「67 蹄病処置」、「99 骨折整復」、「100 ナックル整復」、「101 脱臼整復」、「103 蹄病手術」の備考に「ギプス除去」を追加する。
- (10) 「69 鎮静術」の備考の適用範囲に「29 レントゲン検査」を追加する。

- (11) 「70 指導」の備考の適用範囲に「乳房炎」を追加する。
- (12) 「81 穿胃」の備考に腹膜環流を行った場合の増点を規定する。
- (13) 「84 開腹（腸管手術）」の備考の適用範囲から第三胃及び第四胃手術（第四胃変位整復手術を除く。）を削除し、代わりに腸管吻合術を行った場合の増点を規定する。
- (14) 「84 開腹」に「第三胃、第四胃、盲腸切開」を追加し、備考に適用範囲を規定する。
- (15) 「84 開腹（第四胃変位整復手術）」の備考の右方変位の場合の増点を第四胃の捻転整復を行った場合の増点に変更する。また、備考に第三胃、第四胃又は盲腸の切開を行った場合の増点を規定する。
- (16) 「86 ヘルニア整復」の備考にメッシュ法を行った場合の増点を規定する。
- (17) 「90 子宮脱整復」の備考に起立不能となった牛馬に対して吊起を行った場合の増点を規定する。
- (18) 「92 難産介助」に「産道損傷手術」を追加し、備考に適用範囲等を規定する。また、備考に開腹により胎子の失位等の整復を行った場合の増点を規定する。
- (19) 「99 骨折整復」の備考にトーマススプリントを用いた場合の増点を規定する。また、同種別の非観血整復術の備考に骨髄ピンを用いた場合の増点を規定する。
- (20) 「104 切開手術」の備考に「骨鑿を用いて骨柁等を搔爬し、骨柁内の腐骨を除去した場合」及び「骨鑿を用いず腐骨を除去した場合」の増点を規定する。
- (21) 「105 麻酔術」の備考に吸入麻酔を行った場合の増点を規定する。

2 家畜共済診療点数表中のA種点数（規則第34条の3第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）の見直し

諮問どおり、「診療に直接必要な医薬品等の費用の評価に用いる「A種点数」のうち、最近における経済事情の変化、獣医学、医療機器等の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う」ことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- (1) 「1 再診」のうち、予後判定のために診察を行い予後不良と診断した場合以外について、点数を引き下げる。

- (2) 「2 往診」の往診距離が4キロメートルを超えたときについて、4キロメートル又はその端数を増すごとの増点を引き下げる。また、積雪地域において積雪期に往診した場合の増点及び往診距離が4キロメートルを超えたときについて、4キロメートル又はその端数を増すごとの増点を引き下げる。
- (3) 「59 子宮洗浄（馬）」について、点数を引き上げる。
- (4) 「84 開腹（腸管手術）」について、点数を引き下げる。

3 家畜共済診療点数表中のB種点数（規則第33条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）とA種点数との差の見直し

諮問どおり、「診療に携わる獣医師の診療技術料等（農業災害補償法第115条第1項第2号の診療技術料等をいう。）の評価に用いる「B種点数－A種点数」のうち、最近における獣医技術の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う」ことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- (1) 診療技術料等が「1 再診」の診療技術料等を下回る種別のうち、単独で実施することが多い種別（「32 体腔内異物検査」、「38 皮下注射」、「39 筋肉内注射」、「51 塗布又は塗抹」）について、点数を引き上げる。
- (2) 「67 蹄病処置」の備考の第2回以後について、1肢ごとの増点、伸縮性接着包帯を用いた場合の増点を規定することに伴い、第2回以後の点数を引き下げる。
- (3) 「67 蹄病処置」、「99 骨折整復」、「100 ナックル整復」、「101 脱臼整復」及び「103 蹄病手術」の備考に「ギプス除去」を追加することに伴い、当該種別の点数を引き下げる。
- (4) 「73 整歯（鑲整）」について、点数を引き上げる。
- (5) 「84 開腹（腸管手術）」について、点数を引き下げる。
- (6) 「96 乳頭手術」の2分房以上行った場合について、点数を引き上げる。

4 家畜共済診療点数表の適用

諮問どおり、改定後の家畜共済診療点数表は「平成29年4月1日から適用する」ことは適当と判断する。

諮問事項

3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法について

【調査審議結果】

1 収載できる医薬品の基準

「収載できる医薬品の基準」について、適当と判断する。

2 価格の算定方法

「価格の算定方法」について、おおむね適当と判断する。

なお、農業共済部会で指摘があった事項については以下のとおり判断する。

- (1) 2%の調整幅を加えて薬価を算定することは、適当とする(資料12参照)。
- (2) 既収載医薬品(先発薬)の薬価を適用した後発品について、より実態に即した薬価となるよう、以下のとおり薬価の算定方法を見直すことについては、適当とする。

新規収載時に先発薬の薬価を適用した後発薬については、次回の薬価改定(3年に1回)を待たず、先発品とともに収載された年の翌年に購入価格調査を行い、薬価を設定する(資料13参照)。

3 このほか、以下の意見が出された。

- (1) 現行薬価を改定限度とすることで薬価が低下する現行の算定方式は、共済金の支払を減らし農家負担を軽減する観点からは望ましいことかもしれないが、一方、製造販売業者は、利幅が少なくなり、動物用医薬品の販売中止・欠品が相次いでいる。今後の医薬品の安定供給に支障がでることが懸念される。
- (2) 流通量が少なく、商品ごとに適切に薬価が設定できないことは理解できるが、先発薬の新規性や改善が加えられた後発薬を適切に評価し、適正な薬価を設定するためには、人の健康保険と同様に商品ごとに薬価を設定する仕組みについても検討する必要がある。
- (3) 上記(1)及び(2)について、製造販売業者等に対して意見聴取を行い、適切に実態を把握する必要がある。

食料・農業・農村政策審議会 農業共済部会
家畜共済小委員会 委員名簿

(専門委員)

いとう みつぎ
伊 藤 貢 有限会社あかばね動物クリニック 取締役

<家畜共済小委員会座長>

かたもと ひろむ
片 本 宏 宮崎大学農学部 教授

とみおか みちこ
富 岡 美千子 北里大学獣医学部 助教

はたなか みどり
畠 中 みどり 兵庫県農業共済組合連合会家畜部 家畜課長

み き わたる
三 木 渉 北海道農業共済組合連合会企画研修部研修課 技術総括

みやさと しゅんこう
宮 里 俊 光 公益社団法人鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会 専務理事

(五十音順、敬称略)